

けふはみづのえたつの日なれば、七日といひしにかへり給へりとぞおぼえ侍る、此ごろは、いもなど申とかや。

〔台記〕久安二年三月廿五日甲午、具今丸參近衛殿依吉日也、入夜歸宅、今丸來此亭之後、當七日有俗忌、但自他不可忌由尼御前御命、

〔台記別記〕仁平元年二月十六日丁巳、是日今麻呂加元服、○中曹司裝束、廿二日撤之、大夫歸對東廄、元服之前在此廄、而元服後當七日、仍不渡本所寢他所、依避俗忌也、

〔平戸記〕仁治三年四月八日庚申、今夕可有還宮歟之由、有沙汰之處、猶以延引云々、明日相當七日之間、今夜之儀俄出來也、一昨日有沙汰、殿下令問予、經七ヶ日還家公私忌之、世俗之法、古今之例也可被憚之由申了、

〔撈海一得下〕東都王侯ノ第宅ニテ、辰祭トテ、正月初ノ辰ノ日辰ノ刻ニ、辰ノ年ノ人ヲシテ、饗室ノ屋極ニ水ヲ濺サシムレバ、失火ノ災ナキノ厭勝ナリトテ行フ、泊它篇ニ、按ニ、天官曆ノ曆日ノ中ニ、治水龍數乃自元日之後逢辰爲支節ト、此事ニ據ナルベシ、

〔梅園日記〕移徙忌赤衣

今川大草紙云、移徙の時、祝言の初獻は、出仕の人々も、又役人以下も、赤き衣をきす、疊も白へり也、らつそく盃等までも、白きを本とする也、宗五一冊云、わたましの時は、公私ともに、蠟燭は朱をかけず候、又衣装も男女ともに白し、増鏡老の波云、六條殿の長講堂も焼にしを作られて、其ころ御わたまし玄給ふ、卯月のはじめつかた也、院のうへひさしの御車にて、上達部殿上人御隨身、えもいはずきよら也、女院の御車に、姫宮もたてまつる、出車あまた、皆白きあはせの五ぎぬ、こき袴、同じひとへにて、三日過てぞ、色々の衣ども、藤つ、じなでしこなど、きかへられける、など見えたり、然るに世俗淺深秘抄云、移徙夜、女房用紅袴打衣等不憚之、而中古以來憚之、知足院入道、鳥羽院御